港湾法 (昭和25年法律第218号) 第37条の2第2項の規定により、高松港朝日(10)地区港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和5年10月3日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 日時 令和5年10月12日(木曜日)午後2時から
- 2 場所 高松市サンポート1番1号 高松港旅客ターミナルビル7階会議室
- 3 指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区域
朝日(10)	基点第1号から基点第4号までを順次結んだ線により囲まれた区域

(2) 基点の位置

第1号	四等三角点新町(北緯34度21分45.1805秒、東経134度03分48.1014秒)から
	169度34分09秒、422.59メートル、高松市朝日新町1番1地先の表示杭
第2号	基点第1号から274度09分35秒、90.37メートル、高松市朝日新町1番1地先
	の表示杭
第3号	基点第2号から4度26分50秒、4.83メートル、高松市朝日新町1番1の表示杭
第4号	基点第3号から94度09分35秒、90.34メートル、高松市朝日新町1番1の表示
	杭